(5)　閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解又は最高裁判所の判例が存在する場合には，それらに基づいた記述がされていること。

附　則

この告示は，公布の日から施行し，平成28年度以降の使用に係る教科用図書の検定から適用する。

○農林水産省告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　奈良県桜井市大字和田二七一の三、二七二、六三八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字和田二七一の三・二七二・六三八の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び桜井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　(一)　保安林の所在場所　岡山県岡山市東区邑久郷三五〇三、三五〇四の一、三五〇四の二

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町富東谷字暮石七七六の二、七八〇の一、字ちと七八一の一、七八五の一、七八五の二、七八六、七八七、七八八の一、七九六、字杉山九八一の一、九八二の一、九八二の二、九八二の四、九八九、九九一の二、字独尾九九〇、九九二の一、一〇〇一から一〇〇三まで、一〇〇五、字河内一〇〇六の一、一〇一八、一〇一九、一〇二一、一〇二六の一、一〇二六の二、一〇二七の一

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁並びに岡山市役所及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　(一)　保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町倉見字程原一七一の一〇、一七一の二九

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　(一)　保安林の所在場所　岡山県美作市田原字三町田一〇三一の二、一〇七四から一〇七六まで、一〇七八、一〇七九の二、一〇八〇の一、一〇八〇の二、一〇八三、字山の田一〇六九、字三町田カケ一〇七七の一から一〇七七の五まで、字三町田日表一〇八一の一から一〇八一の四まで、一〇八一の七、一〇八一の八、一〇八一の一〇から一〇八一の一二まで

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山の田一〇六九・字三町田日表一〇八一の四・一〇八一の七・一〇八一の八・一〇八一の一二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　岡山県和気郡和気町津瀬字石塔二一四の一、字山ノ神二六四、字北山二六五の一、二六五の二、二六五の一〇、二六五の一一、字赤岩ノ谷二七八

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁並びに美作市役所及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉郡東峰村大字小石原鼓字梶原一六二二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字梶原一六二二の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。